⑷　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）のうち「役務の提供等」において「Ａ等級」の認定を受けていること。
　なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年３月25日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑸　仕様書の理解に関する確認　本作業を行うにあたって、本仕様書の内容を理解しているか、作業内容毎に概要を列記すること。
⑹　運用支援に必要となる技術等の確認
①　契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。
②　実施体制（人員構成、責任者、品質管理体制）を明示できること。
③　品質保証管理体制についてＩＳＯ9001の認証を受けていること。
④　情報セキュリティー体制についてＩＳＯ27001の認証を受けていること。
⑺　運用支援に必要となる技術等の確認　平成28年度飛行情報管理システム等運用支援を実施するために必要な、日本電気株式会社が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けていること。ただし、当該機器製造業者は除く。
⑻　サービス体制　日本国内における連絡先を明示できること。
⑼　本公告で示した役務を確実に履行できることを証明するため、支出負担行為担当官が予決令第73条に基づき定めた要件について、入札説明書に掲げる資料を提出し、当職の競争参加資格の確認を受けること。なお、期限までに資料を提出しない者、または競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
⑽　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
⒀　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）
⒁　入札説明書の交付を受けた者であること。
３　入札手続等
⑴　担当部局（入札説明書・仕様書の配布場所、契約条項を示す場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先）
〒540―8559 大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　大阪航空局総務部経理課契約係　電話06―6949―6206（直通）
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑶　入札説明書及び仕様書の配布方法　平成28年１月20日から平成28年２月19日まで縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。ただし、関係書類の返却に要する費用は実費負担とする。なお、⑴の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、⑴に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限、及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成28年２月19日午後５時
⑸　電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限　平成28年３月９日午後５時
　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。
⑹　開札の日時及び場所　平成28年３月10日午後３時30分　大阪航空局13階入札室
４　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TAKASHI KATOH Director-General of Osaka Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Contract of maintenance for Flight Data Management System and other 2 systems.
⑷　Contract period : from 1 April, 2016 to 31 March, 2017.
⑸　Place of performance : As shown in the specification document.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　be not being suspended from transactions by request of the Director-General of Osaka Regional Civil Aviation Bureau.
④　have grade A in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013／2014／2015.
⑤　bring forth a synoptic document about work descriptions as an expression of understanding for the specification.
⑥　expressly provide working process, way forward to doing process management, and implementation structure (manning schedule, person in charge of administering, and quality-control measure) of supply of the service.
⑦　have obtained ISO Standards of the 9001 certification and the 27001 certification.
⑧　About use of intellectual property right and technical intelligence required in order to carry out Contract of maintenance for Flight Data Management System and other 2 systems which NEC Corp holds, receive consent and be.
⑨　provide contact information in Japan.
⑩　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.